

さんま漁解禁日繰下げに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十一月十二日

江熊哲翁

参議院議長 松平恒雄殿

さんま漁解禁日繰下げに関する質問主意書

現行のさんま漁解禁日は毎年九月二十日となつてゐるが、昨今の情勢では左記の理由に依り少なくとも一ヶ月を繰下げ十月二十日とするを適當と認める。

政府はこれに対し急速に対策を講ずる要があると認めるが、その対策を問う。

理由

- 一、九月二十日では魚体が小さく食糧価値も経済価値も少ないものを漁獲すること。
- 二、九月二十日では魚群が日本領海に完全に南下しおわらない時期であり、この時に全国の漁船が大挙して出漁し徒らに燃料の無駄な消費をするのみでなく、ややもすればソ連領海に越境し漁船拿捕等の不祥事を起すこと。
- 三、太平洋岸に南下してから魚獲すれば鮮度もよく食糧価値も増大し、更に中小漁船の漁業に均てんすることを得ること。